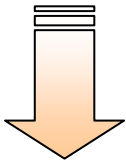


再生活動



耕作放棄地再生利用緊急対策の活用
(取組主体：農業者(認定農業者))

荒れている農地の有効利用に当たっては所有者との利用権設定等、土地調整が重要であり、地域協議会の会員(農業委員会)が、農業者と所有者間の調整を行い、平成21年8月に本対策に取り組む。

認定農業者(利用者)が主体となり、H21年度、4.1ha(6筆)において刈り払い・除根・耕起・整地、土壌改良、営農定着(一部)を実施。



刈り払い



雑物除去



深耕・耕起



整地



土壌改良(堆肥投入)

利用活動

(活動主体：認定農業者)

会社組織(友栄)を設立し、営農・販売体制を確立中。

経営面積は、H21年度、約6haでブロッコリー、キャベツ、ばれいしょ等を栽培。

取組の特徴

・今後、干拓地内の耕作放棄地の有効活用を図り、経営面積を10ha程度を目標に、規模拡大に取り組む予定。

・栽培管理を含めた年間を通じた仕事を確保、安定した雇用を創出。

・消費者ニーズを把握し、市場を意識した減農薬、減化学肥料栽培に取り組む。

・地域の景観保全に貢献(産業廃棄物等の不法投棄防止)。

利用(営農)状況



再生農地でのブロッコリーの栽培(農大生、雇用者)



ブロッコリーの収穫



ばれいしょの収穫

ブロッコリー、ばれいしょ等野菜の販売戦略

JA共販への出荷

加工業者への契約販売

学校給食への食材提供

荒れている農地の有効利用に向けた取組事例 ()

Iターン就農者が、経営規模拡大のため、野菜等の作付けで蘇らせ、農業経営の確立と農産物加工に取り組む!

(徳島県 ^{みなみ}美波町 ^{うちこし}打越地区 Iターン就農者)

調査

調査

地域の現状

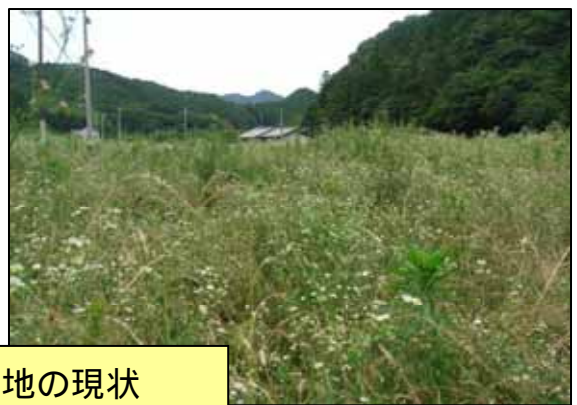
美波町は、産業は古くから漁業が中心であり、農業経営の確立は進まなかった。

近年、耕作者の高齢化及びイノシシ・サル等の有害鳥獣による被害により徳島県美波町打越集落では、営農の継続が困難になったほ場が発生、荒れている農地が増加し、地域の課題となっていた。

地域の農地を有効利用する要因

地域において、Iターンの農業者が野菜栽培に取り組んでおり経営規模の拡大を目指す機運があった。

有機農法を実践するため、化学肥料や農薬を使わない農法で農地を管理する必要があった。



荒れている農地の現状

準備 (営農の確立と農産物の加工)

準備

行政機関等の取組

「美波町担い手育成総合支援協議会」を設立、耕作放棄地の所有者と引き受け手の調整、荒廃状況調査や権利関係の調査・調整、計画づくりを実施、耕作放棄地で解消を積極的に取り組む。

農業生産と6次産業(加工)で農業経営を確立

地域においては、温暖な気候、安定した農産物価格を検討して新たな導入作物を検討、特にIターン就農者が農業生産と6次産業(農産物加工)により農業経営の確立を目指す。

再生ほ場設置のイメージ

再生ほ場役割

- ・ 導入作物の栽培技術の確立(産地づくり対策)
- ・ 農産物加工と併せた農業経営の実証

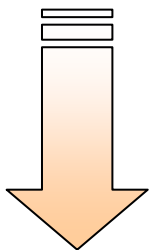
(再生ほ場)

(Iターン就農者の再生ほ場0.49ha)

J A等からの栽培技術及び販路の指導

農産物加工関係者との連携

再生活動



耕作放棄地再生利用緊急対策を活用

(取組主体：Iターン就農者)

荒れている農地の有効利用に当たっては、所有者との利用権設定等土地調整が重要であり、農業者（Iターン）が地域の持つ人間関係等を活用して、平成22年7月より再生活動（労務提供を中心）を実施。

Iターン就農者と農業委員会担当者が、土地所有者と調整し再生農地を確保、再生作業を実施。

労務提供を中心に、H21年度、0.49ha(5筆)の草刈り・刈り払い処分・除根・耕起・整地、土壌改良、により水田の再生を実施。併せて施設補完整備（ハウス、鳥獣被害防止施設）を行う。



草刈り



耕起



土壌改良（化成肥料投入）



整地完了



利用活動

(活動主体：Iターン就農者)

農業生産と6次産業（農産物加工）で農業経営を確立を目指す。

経営面積は、H21年度は、約3.6ha水稲、小麦、菜の花（食用）野菜等を栽培。なお、再生農地では、約0.5haでブロッコリー、人参、菜の花、等を栽培。

取組の特徴

今後は、再生農地でイチゴ（ハウス）を中心とした農産物を生産、併せてイチゴジャムを加工生産し、地域のスーパー及び直売所で販売予定。

利用（営農）状況



再生農地での菜の花の栽培



地域でのイチゴの栽培



直売所での農産物及び加工品の販売

荒れている農地の有効利用に向けた取組事例 ()

J A の作業受託組織が地域の営農

(野菜等の作付け) 支援で蘇らせ、営農活動を促進!

(徳島県 ^{ひがし}東みよし町 ^{かも}加茂地区 J A の取組)

調査

調査

地域の現状

近年、徳島県東みよし町加茂地区では、農家の高齢化び不在地主の増加で荒れた農地が増加傾向にあり、周辺環境の保全と併せて農地の再生が地域の課題となっていた。

地域の農地を有効利用する要因 (J A 等の方針)

地域の農地、農業を守り、地域農業の活性化を図る。
良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産活動を推進。



荒れている農地の現状

準備

準備 (J A 等による耕作放棄地解消の取組)

方針

J A 阿波みよし管内は、多くの優良農地が耕作放棄地として点在しているのが現状。

J A 阿波みよしでは、地域の農地、農業を守り、地域農業の活性化を図っていくため作業受託組織「アグリサポートセンター」を設置し取組を実施、耕作放棄地解消を支援。

事業内容

農作業受託、草刈り作業、農家の農地保全管理

再生ほ場設置のイメージ

- 再生ほ場役割
- ・新規導入作物の検討
- ・栽培技術の確立 (産地づくり対策)
- ・体制の確立

(再生ほ場)
(J A 「アグリサポートセンター」)
H 2 1 年度再生面積0.38ha

J A が自ら
栽培技術及び
販路を計画

J A 組合員の農地は J A が守る。
農家のサポート体制の確立
(不在地主の農地等)

再生活動

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用

(取組主体：JA「アグリサポートセンター」)

荒れている農地の有効利用に当たっては所有者の意向や権利関係の調整が重要であり、農協が持つ人間関係等を活用、再生活動を推進。

荒れている農地の現地調査及び面積・所有者情報等の確認作業を実施。

作業受託により、伐開・除根・耕起・整地、土壌改良、施設補完整備としてハウス等を実施。(再生面積0.38ha)



刈り払い



伐採



抜根・除根



耕起・土壌改良



整地完了

利用活動

(活動主体：地域の農業者 JA「アグリサポート」が支援

再生農地等で野菜(ブロッコリー、玉ねぎ、カボチャ等)による輪作栽培を実施。

栽培された農産物(野菜)は、JAが出荷を計画し、直接市場に出荷。

今後は、野菜の育苗施設(ハウス)を整備し、野菜の栽培計画により、更に荒れている農地を再生。

なお、平成22年度の解消目標面積は、1.4haを予定。

利用(営農)状況



ネギの栽培(植え付け)状況



育苗ハウスの設置状況



地域の農産物販売状況

荒れている農地の有効利用に向けた取組事例 ()

農事組合法人が、経営規模の拡大のため小麦等

の作付けで蘇らせ、営農活動を促進!

(香川県 ^{たかまつ}高松市 ^{だんし}檀紙地区

農事組合法人「まゆみ農事組合法人」)

調査

調査

地域の現状 (農事組合法人の状況)

近年、香川県高松市檀紙地区においても、農家の高齢化及び後継者の確保が困難となってきたため、「地域の農地は地域の者により守る」の理念のもと、農事組合法人を設立 (H20年8月)。

地域の農地有効利用の要因 (農事組合法人の方針)

設立の目的は、非農家 (退職者) を含めた地域ぐるみで農地の有効利用を進める。

良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産活動を推進。



荒れている農地の現状

準備

準備 (地域との調整)

農事組合法人と地域の農業者 (農地所有者) 及び地域住民との連携

地域ぐるみの法人経営による労務体制の確立により、荒れている農地の再生や荒れた農地にならないような取組みについて協議。

荒れている農地の有効利用に当たっては、所有者との利用権設定等の土地調整が重要であり、農事組合法人の代表者 (農業委員) の持つ人間関係等を活用し調整活動を実施。

再生ほ場設置のイメージ

再生ほ場の役割
・農地の有効利用
・地域の活性化
・農村環境の改善

(再生ほ場)

(農事組合法人 まゆみ農事組合法人)
再生ほ場面積 H21年度 0.16ha

J A、担い手
協議会などによる
指導等

農家、非農家を含めた
地域住民との連携

再生活動

耕作放棄地再生利用緊急対策（再生作業・土壌改良）の活用
（取組主体：農事組合法人「まゆみ農事組合法人」）
再生作業の方法を検討し、伐採、抜根・除根作業については地
域内で重機の作業員を確保。
農事組合法人の構成員が主体となり、草刈、伐採、抜根・除根、
耕起、整地、土壌改良等を実施。（再生面積 0.2 ha）



刈り払い



伐採・抜根



耕起



土壌改良（肥料投入）



整地完了

利用活動

（活動主体：農事組合法人「まゆみ農事組合法人」）
再生農地では、香川県・高松市の推進作物でもある小麦（さ
ぬきうどんの原料としても利用されている。）を栽培し、JA
に出荷。
今後は、作り手のいない農地・荒れている農地を再生し、小
麦の生産拡大を行うとともに、地域に適したブロッコリー等の
野菜栽培を導入し、周年を通じ労働力を分散した栽培体型の確
立を目指す。



利用（営農）状況・計画



再生農地での小麦の栽培状況



小麦の栽培面積の拡大(計画)



ブロッコリー等の野菜
栽培の導入を計画



荒れている農地の有効利用に向けた取組事例 ()

営農集団(農業生産法人・契約栽培等)が有機ほ場として 蘇らせ、地域再生型農業と農業経営の確立を目指す!

(愛媛県 ^{さいじょう}西条市 ^{くるみ}来見地区 営農集団の取組)

調査

現地の調査

地域の現状 (放置柿園)

近年、愛媛県西条市丹原町では、基幹産業(農業)であった柿の栽培が、農業者の高齢化により継続が困難になったことから、放置農園が増加し、放置農園の解消が地域の課題となっていた。

地域の農地を有効利用する要因

遠赤青汁(株)は、青汁(ケール)及びニンニクの生産量をアップするため有機圃場の拡大を計画していた。

有機圃場へ転換するには、3年以上化学肥料や農薬を使わない農法で農地を管理する必要があった。



荒廃柿園の現状

準備

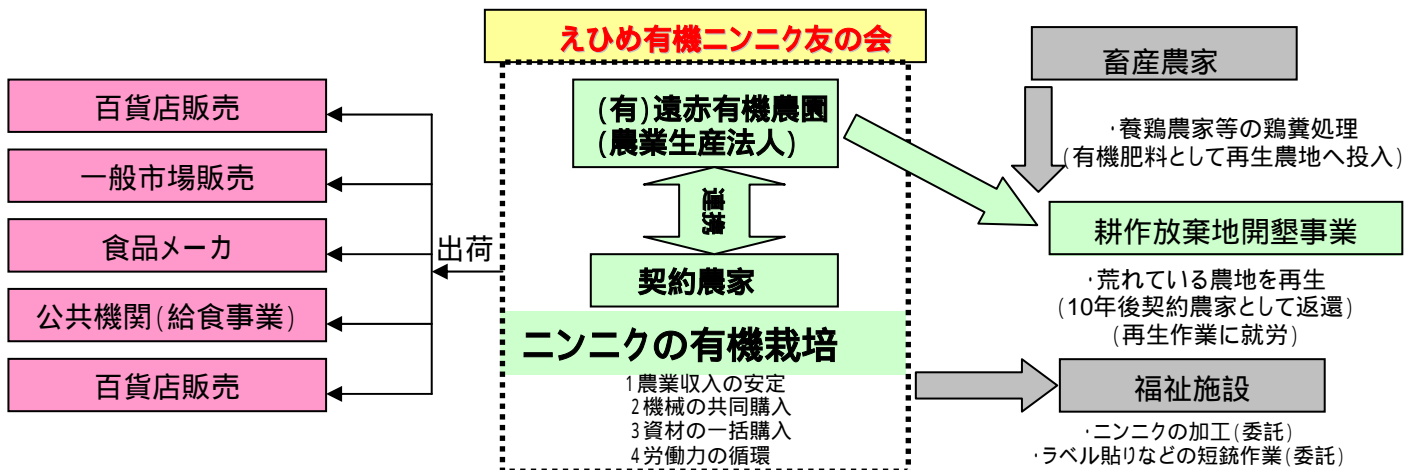
準備 (農業集団を設立)

有限会社遠赤有機農園(農業生産法人)を中核として有機栽培農家と連携し農業集団「えひめ有機ニンニク友の会」を設立し、荒れている農地を利用したニンニク栽培に取り組む。(地域循環型農業を目指す。)

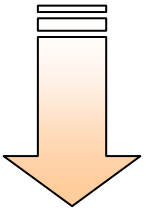
荒れている農地は、営農していないため化学肥料や農薬を使用しない有機栽培に最適。また、有機ニンニク栽培の生産量は全国で少ないため導入作物として有機ニンニクを選定。

有限会社遠赤有機農園(農業生産法人)が、賃貸借契約により荒れている農地を借り上げを実施。

遠赤青汁(株)が周辺農家とニンニク栽培契約を締結。



再生活動



耕作放棄地再生利用緊急対策を活用

(取組主体：農業生産法人「有限会社遠赤有機農園」)

耕作放棄地を活用して有機栽培を行いたいと地域協議会に相談があり、本対策を紹介、平成21年7月から取組む。

農業生産法人が、H21年度、0.5ha(5筆)において近隣の農業者等に就労してもらい、抜開、抜根、刈り払い、除根、耕起、整地、等の再生作業及び土壌改良、営農定着(ニンニク)を行う。

土壌改良については、養鶏農家等と連携し鶏糞等を利用した有機質堆肥により実施。



刈り払い



土壌改良(堆肥投入)



除レキ



刈り払い

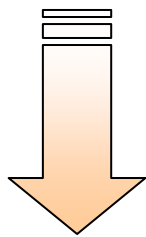


土壌改良(堆肥投入)



整地

利用活動



活動主体：農業集団「えひめ有機ニンニク友の会」

ニンニクを有限会社遠赤有機農園(農業生産法人)を中心とし、契約農家との連携により無農薬で栽培。

(栽培面積6.5ha 目標10ha)

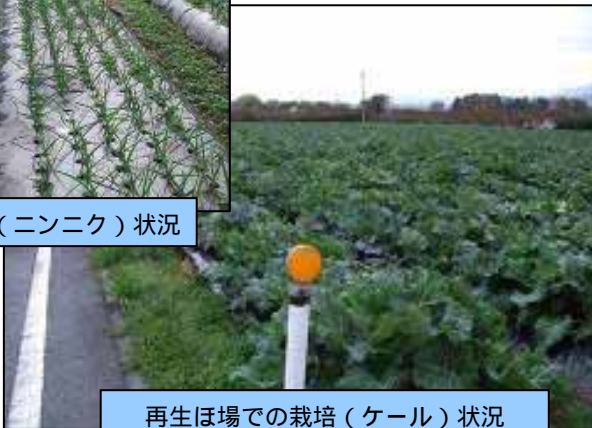
農業集団「えひめ有機ニンニク友の会」が、福祉施設へニンニク加工委託(ラベル貼りなど)することで地域福祉への貢献。

「えひめ有機ニンニクともの会」が、ニンニク、ニンニク芽、を一般市場、食品メーカー、百貨店等に出荷しており更なる販売ルートの拡大を図る。

利用(営農)活動状況



再生ほ場での栽培(ニンニク)状況



再生ほ場での栽培(ケール)状況



ニンニク加工商品



百貨店等での販売状況

荒れている農地の有効利用に向けた取組事例 ()

地元企業が、市民農園の設置により蘇らせ、

地域の活性化を図る!

(愛媛県 ^{かみしま} 上島町 ^{さしま} 佐島地区 法人の取組 (市民農園))

調査

調査

地域の現状

近年、愛媛県上島町佐島地区では、農家の高齢化及び後継者の確保が困難になり農地が守れない状況となっている。なお、上島町においては、樹園地が多く耕作放棄地率がほぼ5割であり、愛媛県の中でも、最も耕作放棄地率が高い状況となっている。

地域の農地を有効利用する要因

耕作放棄地の再生により地域の活性化を島ぐるみで、景観・環境・防災面を考慮して推進する。



荒れている農地の現状

準備

準備 (法人の耕作放棄地解消プロジェクト)

法人の耕作放棄地解消プロジェクトを平成21年から開始

町おこし活動 (地域の活性化を島ぐるみ) を行うため平成20年10月に地域住民 (地域の女性が中心) が法人(株)を設立。

耕作放棄地解消プロジェクトの主な目的は、耕作放棄地を市民農園として再生後、都市住民の農業体験や交流の場として活用。

(本対策で整備することを検討)

市民農園に、NPO法人からの青大豆、さつまいもの作付けについて紹介があり、導入を検討、地域の農業生産活動 (栽培) を実践。

再生ほ場設置のイメージ

- 再生ほ場役割
- ・法人が販売する農産物 (さつまいも、青大豆) を生産し、地域での農業生産活動を実践。
- ・市民農園としての地域活性化を図る。

(再生ほ場)
(法人が市民農園を設置)

NPO法人、
JA等からの
栽培技術及び
販路の指導

島外を中心に
利用者を公募

再生活動

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用
(取組主体：地域の法人(株))

荒れている農地の有効利用に当たっては、所有者との利用権設定等土地調整が重要であり、法人が地域の持つ人間関係等を活用して、再生活動を推進。

「地域の主役である住民自身が、地域の資源を活かし」、という利用者（法人）の理念を活かし、土地所有者と調整、再生作業を実施。

請負施工により、H21年度、0.13ha(1筆)の刈り払い・耕起・整地、土壌改良、を実施。



刈り払い



抜開（立木）



耕起



土壌改良（EM菌投入）



整地完了

利用活動

(活動主体：法人(株)しまの会社（市民農園）)

市民農園は、島外からの公募（インターネット等）により利用者を募るとともに、地域住民との交流を年間を通じて実施し、農業への興味、地域の人と島外の人との繋がりを促進し、島内で増加している耕作放棄地を市民農園として再生するものとしており、これからも市民農園の設置を推進。

法人では、農産物を商品化し、島内の直売所で販売中。更には、インターネット等による通信販売で販路の確保と拡大を図る。

利用（営農）状況



青大豆、さつまいもの栽培状況



市民農園(さつまいもの栽培)の状況



農産物の商品化



市民農園
(島外からの参加者、公募状況)

荒れている農地の有効利用に向けた取組事例 ()

営農組合が、地域の特産品 (葉ワサビ・柚子)

の作付けで蘇らせ、地域の営農活動を促進!

(高知県 ごほくいの町吾北 じょうとう上東地区 「じょうとう上東地区営農組合」)

調査

調査

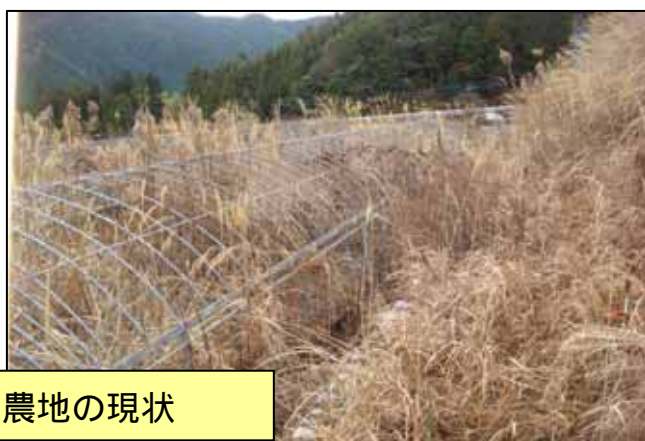
地域の現状

近年、耕作者の高齢化及び担い手不足により高知県いの町吾北上東集落では、営農の継続が困難になったことから、荒れている農地が増加し、地域の課題となっていた。

地域の農地を有効利用する要因

地域において、農業者で構成する営農組合が設立されることになり、機械共同利用に取組むとともに地域の特産品である葉ワサビ、柚子の栽培に取組み経営規模の拡大を目指す機運が高まった。

柚子、葉ワサビについては地域の特産物になりつつあり、営農組合において共同で栽培に取組むためには、再生農地を活用する必要があった。



荒れている農地の現状

準備

準備 (営農組合及び地域協議会の設立)

「上東地区営農組合」を設立 (H21年2月)

農業者の高齢化、担い手不足から、営農組合を設立、機械の共同利用等により農業生産性の向上を図ると共に、荒れている農地等を活用し葉ワサビ、柚子等の地域の特産品の生産を中心とした農産物の生産の拡大ため設立。

地域協議会の設置 (H21年8月設置)

設置の主な目的は、

農業生産の基盤である農地の確保とその有効利用を図るため、設置。

なお、再生作業の取組みは、耕作放棄地を利用する地域の農業者 (営農組合) で実践するものとした。

再生ほ場設置のイメージ

再生ほ場役割

- ・集落ぐるみで農地の有効利用に取組む
- ・集落営農に対する管理手法、作業機械等の体制の確立

(再生ほ場)
取組主体
上東地区営農組合

集落農家の参画
(構成員)

県農業振興
センター
(農業改良普及所)、
JA等からの
栽培技術及び
販路の指導

再生活動

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用

(取組主体：上東地区営農組合)

荒れている農地の有効利用に当たっては所有者との利用権設定等土地調整が重要であり、地域農業者の持つ人間関係等を活用、再生活動を推進。

地域においては、地域内農家への聞き取りにより現地調査、所有者情報等の確認を実施。

上東地区営農組合が主体(労務提供)となり、伐開・除根・耕起・整地、土壌改良、等を実施。

(再生面積0.18ha)



刈り払い



耕起



土壌改良(堆肥投入)



整地完了

利用活動

(活動主体：上東地区営農組合)

再生農地において

葉ワサビ、柚子を中心に栽培。

(葉ワサビ 作付面積0.04ha)

(柚子 植栽面積0.14ha)

既耕地の農作業の受託(水稻)。

今後は地域の荒れている農地を活用し葉ワサビ、柚子の生産を中心とした農産物出荷、及び契約栽培、JAを通じた系統出荷等で確立されている販路のさらなる強化に取り組む。

本地域のモデルとして集落全体で地域営農に取組ことにより農業振興を図る。

利用(営農)状況



地域における葉ワサビ、柚子の栽培、販売(地域の状況)

耕作放棄地対策の取組に関する問い合わせ窓口

農林水産省ホームページ

農村振興

耕作放棄地対策の推進

(耕作放棄地対策協議会〔県・市町村〕の問い合わせ窓口)

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html

事例集の拡充に対する紹介及び質問等窓口

耕作放棄地の解消に対して取組に工夫した事例等がありましたら、ご紹介願います。また、本事例集で紹介した取組事例について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

記載内容の詳細については、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

農林水産省中国四国農政局 電話 086 - 224 - 4511

生産経営流通部構造改善課	内線	2481, 2482
	FAX	086 - 232 - 7225

農村計画部農村振興課	内線	2513, 2526
	FAX	086 - 227 - 6659

整備部農地整備課	内線	2661, 2667, 2678
	FAX	086 - 235 - 9713